

相続未登記農地等の実態調査の結果について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/seisaku/161226.html>

農林水産省は、平成 28 年度に実施した相続未登記農地等の実態調査について、結果を取りまとめた（2016 年 12 月 26 日プレスリリース）。

相続未登記農地と相続未登記のおそれのある農地は、合わせて 934,348ha（うち遊休農地 53,683ha）に及び、全農地の約 2 割になる。なお現段階では都道府県別結果は明らかではない。

< 全国の耕地面積 （2015 年農林水産統計） >

- 全国の耕地面積（田畑計） 449 万 6,000ha
- 田の耕地面積 244 万 6,000h
- 畑の耕地面積 205 万 ha

1. 概要

近年、農地について相続が発生しても、登記名義人が変更されず、権利関係が不明確となるケースが多くなっており、担い手への農地の集積・集約化を進める上で阻害要因となっているとの指摘があります。

農林水産省では、このような相続未登記農地等の全国の状況を把握するため、農業委員会を通じて、実態調査を実施しました（注 1）。

調査の結果、平成 28 年においては、全国で、

- (1) 登記名義人が死亡していることが確認された農地の面積は約 47 万 7 千 ha
- (2) 登記名義人が市町村外に転出しすでに死亡している可能性があるなど、相続未登記のおそれのある農地の面積は約 45 万 8 千 ha

存在することが確認されました。これらを合計すると、全農地面積の約 2 割となっています。

なお、これらの農地のうち遊休農地（注 2）の面積は、約 5 万 4 千 ha（上記(1)及び(2)の農地の面積の約 6%）となっています。

（注 1）相続未登記農地等の実態調査は、全国 1,718 市町村のうち災害等により調査ができなかったものを除く全 1,695 の市町村において実施しました。

(注 2) 「遊休農地」：

- (1) 現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の農地）
- (2) 利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号の農地）

2. 相続未登記農地等の実態調査の結果（平成 28 年 8 月時点）

相続未登記農地（注 3）	476,529ha （うち遊休農地 26,787ha）
相続未登記のおそれのある農地（注 4）	457,819ha （うち遊休農地 26,896ha）
合計	934,348ha （うち遊休農地 53,683ha（注 5））

(注 3) 「相続未登記農地」：

登記名義人が死亡していることが確認された農地。

(注 4) 「相続未登記のおそれのある農地」：

登記名義人の市町村外転出、住民票除票の不存在等により、住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。

(注 5) 相続未登記農地等における遊休農地の面積については、48 市町村では集計ができなかったため、結果に含めていません。

お問合せ先

経営局農地政策課

担当者：続橋、飯塚

代表：03-3502-8111（内線 5164）

ダイヤルイン：03-6744-2150

FAX 番号：03-3592-6248